

南砺市農業委員会第24回総会会議録

1. 招集日時 令和 7年 6月 5日
2. 開会時刻 令和 7年 7月 3日 午後2時00分
3. 閉会時刻 令和 7年 7月 3日 午後3時20分
4. 場 所 南砺市役所 302 会議室
5. 委員定数 20名
6. 出席委員 18名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	欠	18	森田 憲二	欠
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

7. 議事日程

第1 挨拶

第2 議事録署名委員の指名

第3 附議議案

議案第103号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第104号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第105号 農地の非農地証明願いについて

議案第106号 農用地利用集積等促進計画（案）について

第4 協議事項

協議第 23号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について

第5 報告事項

報告第 32号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について
報告第 33号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

第6 その他

8. 事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 長谷川 哲雄

副主幹 小林 由香、主査 高田 賢寿、主任 勇崎 夏希

9. 会議の概要

事務局長

皆様お疲れ様でございます。委員の皆様が揃われましたので、ただ今から第24回南砺市農業委員会、令和7年7月の総会を開始したいと思います。

農林水産大臣が小泉大臣に代わりまして、民間在庫の把握方法や情報提供方法の変更などスピード感を持って、対応されておられるところでございます。

米の店頭価格が低くなっているとも報道されておりますが、令和の米騒動はまだまだ続くようでございます。今後も価格については、注目していきたいというふうに考えております。

富山県内でございますが、今年もカメムシの発生は多いようございます。富山県農林水産総合技術センターでは、斑点米カメムシ類が県下全域で多発の恐れがあるといったしまして、7月1日に令和7年度病害虫発生予察注意報第2号を発表されたところでございます。農林水産総合技術センターによりますと、水稻病害虫発生予察点調査ほ周辺畦畔・雑草地で、すくい取りによる調査を行ったところ、平年に比べ確認地点率は84.4%だったそうでございます。これは平年63.8%ということございまして、高くなっているということでございます。捕獲総数につきましても、平年6.9頭というところが19.4頭と多いところでございます。イネ科雑草の穂は斑点米カメムシ類の生息率が高いため、7月6日までに草刈を確実に実施するなど、防除対策を呼びかけておられるところでございます。

それでは総会の成立について、ご報告いたします。

本日委員総数20名中18名の出席でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定される定数に達しており、総会が成立

することをお知らせいたします。

会議の開始にあたりまして、岡村会長から挨拶をお願いいたします。続いて議事進行もお願いいたします。

会長

皆さん、お疲れさまでございます。

6月末から、既に8月の上旬並みの暑さが続きますが気温の変化に体がなれなく、皆さん大変ご苦労されているかと思えます。

今日ご承知の通り参議院選挙の公示がなされ、市内各地にポスター等の掲示がされております。今回の選挙は、久しぶりに農家対策・コメ価格が争点となっております。政策議論の大きな柱になったということで今後も、注視していきたいと思えます。

議長

第24回農業委員会を開催いたします。

会議に入ります前に、議事録署名人を指名させていただきます。

本日の署名委員は、委員番号11番、12番の2名の方宜しくお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきます。

議案第103号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思えます。

＝議案第103号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回5件の申請がありました。

田7筆	3,146.00 m ²
畑1筆	292.00 m ²
計 8筆	3,438.00 m ² です。

受付番号1番についてです。

「資料」1ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は「A」さん、譲受人は「B」さんです。

申請地につきましては、畑1筆 = 292 m²です。

【理由】

譲渡人のAさんは県外に在住しており、耕作することが出来ず地元耕作者へ所有権を移転する申請があったものです。尚、対象農地につ

事務局

いては、議案3ページ中、耕作面積が空欄の理由は農地台帳の現況が現在「雑種地」であり農地でないと税務課の判断の為、空欄となっております。

先日、現地確認をした際は、耕作準備として全体的に、土がひかれておりました。また申請書に添付の営農計画書には、時期に併せて野菜を栽培するとの事で、7月には対象農用地全体にネギを栽培されるとの事です。その時期に併せて税務課へ現地確認依頼しており、農地台帳の現況についても調査依頼済です。

受付番号 2番・3番についてです。

「資料」2ページの位置図も合わせて御覧下さい。

2番の譲渡人は「C」さん、譲受人は「D」です。

申請地につきましては、田1筆 = 1,015 m²です。

3番の譲渡人は「D」さん、譲受人は「C」さんです。

申請地につきましては、田1筆 = 1,042 m²です。

【理由】

Dさんについては、●●番地がDさんの農地（田）であり、所有権移転後は、2筆が隣接農地になるという事です。Cさんについては両サイドDさんの農地に挟まれており移動する事で双方、農地の維持管理を効率化させるための農地交換という理由で申請があったものです。

受付番号4番についてです。

「資料」3ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は「E」さん、譲受人は「F」さんです。

申請地につきましては、田1筆 = 344 m²です。

【理由】

Eさんは亡くなっており処分する農地については、この1筆のみです。

今後、地元耕作者へ所有権を移転し、継続して耕作するという事で申請があったものです。

事務局

受付番号 5 番についてです。
「資料」4 ページ位置図も合わせて御覧下さい。
申請地につきましては、田 4 筆 = 745.00 m²です。

【理由】

譲渡人は「G」さん、譲受人は「H」さんです。
こちらにつきましては、同居の親子であり農地の一部について所有権を息子へ移転する内容の申請であります。

いずれの案件につきましても、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。
以上です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 103 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 104 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

= 議案第 104 号について議案書をもとに朗読・説明 =

事務局

今回 1 件の申請がありました。
田 6 筆 3,133.00 m²です。
「資料」5 ページについては、全体の位置図として添付しており、6 ページは、詳細をして添付しております。

事務局

申請人は「I」で譲渡人は「J」さん他3名です。

こちらは、◆◆事業において、工事中道路及び資材置場として、転用の申請があったものです。

期間については、2025年9月1日から2030年3月31日までとなっております。

農地区分につきましては2種農地、許可基準は一時転用という事で判断しております。

以上です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第104号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第105号 農地の非農地証明願いについて事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第105号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

議案第105号、農地の非農地証明願いについてでございます。

「資料」7ページ・8ページの位置図も併せて御覧下さい。

今回は●●地区の田、一筆で82㎡でございます。

所有者は県外に、お住まいのKさんです。

これまで非農地とは森林化・山林化の状況で判断をしております。今回の厳密な状況は、それほど樹木は生えていない状況でありました。ただ、この辺り全て森林の状況であり、「資料」8ページに現地

事務局

写真を添付しておりますが大きな倒木等もあり、この場所へ耕作者が入って行くことが困難である状況を、本日、都合で欠席されております◇委員と6月9日に現地確認を実施しております。

議長

只今の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

それでは、議案第105号 農地の非農地証明願いに対する意見決定について、賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第106号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局

今回申請は72件、247筆の申請がありました。田244筆 面積は369,792.61㎡、畑3筆2,498.00㎡で合計面積は372,290.61㎡です。

農用地利用集積等促進計画が提出され承認を求めるものです。詳細については、10ページから12ページを御覧下さい。

議長

ただいまの案件についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願ひいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第102号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。
次の協議へ進みます。

協議第 23 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び
農用地区域への編入について、事務局より議案の朗読と説明を求めたい
と思います。

＝協議第 23 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

農振除外申請については 8 件です。

受付番号 1 番です。

「資料」9 ページ位置図も合わせて御覧下さい。

除外願出者はLさんです。除外後の用途は「分家住宅敷地」です。
息子は、県外に在住で子供が 4 人と夫婦あわせ 6 人で、実家の既存
家族との同居は 6 人が増員すると厳しいとの事で申請がありました。

受付番号 2 番・3 番です。

「資料」10 ページ位置図も合わせて御覧下さい。

除外願出者はMさんです。

2 番の除外願出地については、既存の住宅からはみでている案件で
「住宅敷地」の是正であります。

3 番についてはMさんの息子が市外に在住しており「分家住宅敷地」
としての案件です。

受付番号 4 番・5 番です。

「資料」11 ページ位置図も合わせて御覧下さい。

除外願出者はNさんです。

4 番については現在、納屋があり解体をして新築・増設されたいと
の事です。除外後の用途は「農業用施設敷地」です。

事務局

5番は、市内でアパートに住んでいる娘の「分家住宅」を建てたいとの事で申請があったものです。

受付番号6番・7番です。

「資料」12ページ位置図も合わせて御覧下さい。

6番について、既存車庫の後方が田にはみだしており、「車庫敷地」の是正案件です。

7番については近年ドローンの需要も高まり、県内では養成施設が呉東にしかなく希望者の負担も大きいとの声もあり、地元の呉西地域で養成施設を

開設し人材育成をしたいと強い希望で「無人航空機発着練習場敷地」として申請があったものです。

受付番号8番です。

「資料」13ページ位置図も合わせて御覧下さい。

除外願出者はOさんです。

現在、倉庫が建っておりますが増設し既存倉庫の壁をつき抜くという事で「資材倉庫敷地」として申請があったものです。

続きまして、農振編入についてです。

1件の申請がありました。

「資料」14ページ位置図も合わせて御覧下さい。

編入願出者は3件、対象地は6筆 全て田で面積は15,231㎡です。こちらは、●●土地改良区の「農業競争力強化農地整備事業」であります。

市町村合併前の▲▲町の時に、整備開発をしていこうとの事で既に農振農用地から外していたものと思われます。資料の位置図を見ていただくと、対象筆の間には■タウン●と振興住宅地があり、当初は開発が進む予定であったかと思いますが、現在も対象筆については耕作をされており農用地に編入するという案件でございます。

以上です。

議長

ただいまの案件についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願
いたします。

協議第 32 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び
農用地区域への編入について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。
続きまして報告事項へ進みます。

報告第 32 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について、事務
局より説明を求めます。

=報告第 32 号について議案書をもとに朗読・説明=

事務局

今回 1 件の申請がありました。

変更願出者 P さん、譲受者 Q さん 田 1 筆 1,219 m²です。
変更後の用途は「駐車場・休憩所敷地」です。

10 名の従業員がおり現在、駐車場が無く道路端に縦列駐車をして
おり、トラクター 5 台が農地に分散されている状況。

また近年、女性従業員も増える中、更衣室や休憩所を設けたいとい
う事も含め申請があったものです。

議長

この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

報告第 33 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、
事務局より説明を求めます。

=報告第 33 号について議案書をもとに朗読・説明=

事務局

今回 48 件の届出がありました。
面積については田 141,173.00 m²・畑 7,377.00 m²の合計面積は、
148,550.00 m²です。
詳細については、19 ページから 27 ページに記載しており備考欄に
合意解約理由を記載しております。
以上です。

議長

ただいまの報告事項についてご意見・ご質問のある方はよろしくお
願いいたします。

ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

それでは、その他の案件について事務局からお願いいたします。

事務局

その他案件について、2 件ございます。

- ・ 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）7 月分変更
5 件
- ・ 農地パトロールの実施について
【実施期間】令和 7 年 7 月 7 月（月）～令和 7 年 8 月 31 日（日）
【業務内容】「令和 7 年度 農地パトロール（利用状況調査）
実施要領」
【配布資料】①令和 7 年度 農地パトロール（利用状況調査）
実施要領
②各担当地区の地図
③調査結果報告書
*①・②は農地利用最適化推進委員にも後日送付
します。

議長

ほかに何か意見はございませんか。

(特になし)

議長

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

次回の総会は令和7年8月6日（水）午後2時から、場所は南砺市役所302会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第24回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後3時20分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長